

市長の専決処分報告の件

議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 11 月 7 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額 (円)	本市の 過失割合	相手方	事件概要
25	損害賠償	令和7年8月4日	70,950	100%	他市所在の法人	令和7年6月30日10時40分頃、東大阪市西堤学園町一丁目マンションにおいて、消防局所属職員が救助活動中、玄関扉が施錠され進入不可能であったため、ベランダ側からの進入を試みた際、誤って別部屋の窓を破壊し、損害を与えたもの。
26	損害賠償	令和7年8月4日	743,000	100%	他市在住の個人	令和7年6月18日9時30分頃、東大阪市若江西新町二丁目において、環境部所属職員が塵芥車を後進させた際、後方の相手方車両に気づかず接触し、損害を与えたもの。
27	損害賠償	令和7年8月6日	176,023	100%	本市所在の法人	令和7年7月17日13時55分頃、東大阪市稲葉三丁目において、市民生活部所属職員が公用車にて施設訪問時に敷地内で駐車する際、後方に停めてあった施設所有の車両に気づかず接触し、損害を与えたもの。
28	損害賠償	令和7年8月22日	44,844	100%	他市在住の個人	令和7年6月10日13時30分頃、東大阪市西岩田二丁目において、環境部所属職員が塵芥車にてマンションごみ庫へ後進して進入した際、ごみ庫扉に接触したことで扉本体の下部がレールから外れて浮き上がり、立ち会っていたマンション管理組合職員に接触し、損害を与えたもの。
29	損害賠償	令和7年8月29日	433,400	100%	本市所在の団体	令和7年6月10日13時30分頃、東大阪市西岩田二丁目において、環境部所属職員が塵芥車にてマンションごみ庫へ後進して進入した際、ごみ庫扉に接触し、損害を与えたもの。

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額（円）	本市の 過失割合	相手方	事件概要
30	損害賠償	令和7年9月9日	344,700	100%	本市在住の個人	令和7年6月25日18時30分頃、東大阪市東石切町二丁目において、相手方車両が市道上の側溝に設置されたグレーチングを踏んだところ、当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両のタイヤがはまり、損害を与えたもの。
31	損害賠償	令和7年9月11日	338,000	100%	本市在住の個人	令和7年8月5日11時頃、東大阪市西岩田三丁目において、環境部所属職員が塵芥車にて走行中、前方で車線合流のために停止していた相手方車両に接触し、損害を与えたもの。